

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令 の一部改正について

平成21年5月
海事局検査測度課

1. 経緯

1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）及び1974年の海上における人命の安全のための国際条約に関する1988年の議定書（以下「議定書」という。）に基づく証書の交付については、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第29条の3第2項において管海官庁等が国土交通省令に基づき実施することを規定しており、証書の様式等については、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号。以下「省令」という。）において規定しています。

2007年10月に開催された国際海事機関海上安全委員会（MSC）第83回会合において、SOLAS条約及び議定書に関する証書様式の一部が改正され、2009年7月1日以降交付する証書に当該改正を反映することとされたため、省令について所要の改正を行うことを検討しています。

2. 改正内容

以下の証書様式について、SOLAS条約第Ⅱ-2章第17規則に基づき、

- ① 火災安全のための「代替設計及び配置」がなされている船舶かどうか、
- ② 火災安全のための「代替設計及び配置」の承認にかかる文書が当該証書に附属されているかどうか、

の2項目を以下の証書に追加することを予定しています。

- ・旅客船安全証書（第1号様式）
- ・貨物船安全構造証書（第2号様式）
- ・貨物船安全設備証書（第3号様式）
- ・貨物船安全証書（第5号様式）

3. スケジュール

公 布：平成21年6月予定

施行日：平成21年7月1日